平成２９年（フ）第７４４号
京都市伏見区醍醐西大路町126番地　醍醐東市営住宅18―302
債務者　三岡奈美子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８０２号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地30―601
債務者　中小路友理
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５０号
京都市伏見区深草開土町85番地　稲荷マンションＢ―105
債務者　牧野　麗
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７５号
京都市西京区嵐山茶尻町30番地　コーポ嵐山Ⅱ　1112号
債務者　越田ヨシヱ
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
愛媛県松山市志津川町412番地　シャンポール２－５号
債務者　辰宮　春夫
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
愛媛県宇和島市和霊東町１丁目３番１号
債務者　中井　一美
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２９号
福岡県柳川市佃町273番地14　サンコーポラス柳川Ⅰ―201号
債務者　金丸　貴美（旧姓墨田）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
福岡県筑後市大字長浜1147番地３　県営住宅長浜団地２棟404号
債務者　植木　誠一
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
大分市敷戸東町26番３―406号
債務者　松浦　聖加
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田5821番地４、前住所宮崎市佐土原町上田島1850番地２
債務者　髙山　一男
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３５号
宮崎市吉村町南田甲1056番地１　Ｍ’ｓフローリッシュ202号
債務者　吉野　理沙
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３７号
宮崎市谷川２丁目１番２号
債務者　田中　慶子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市中央町28番地17　西駅ハイツ504号
債務者　松下　道男
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目38番３号　オーシャンズタワーＳＴ20　301号
債務者　徳重　美香
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２号
山形県最上郡最上町大字志茂1505番地、前住所福島県安達郡大玉村玉井字守谷山37番地438
債務者　矢口　浩也
1　決定年月日時　平成29年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第３８号
長野県伊那市荒井3927番地４
債務者　伊澤　伸広
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第４３８号
兵庫県芦屋市浜芦屋町７番11号　コーポＭＦＴ103
債務者　北中　康伸
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係